

黒石市融資制度のご案内

令和5年度版

市では、市内の中小企業者が金融機関から信用保証制度を利用して融資を受ける際に発生する信用保証料の補助を行っています。

黒石市特別保証制度

| 制度名 融資対象 | 資金使途 | 融資限度額 | 期間 | 利率 | 保証料率 | 取扱金融機関 |
|--|--------------|---------|--|--------------|-----------------------------------|------------------|
| 【小口資金特別保証制度】 市内で事業を営む中小企業者で、かつ納税状況の良好な企業 | 運転資金 設備資金 | 1,250万円 | 7年以内 据置期間 運転資金は 6か月以内 設備資金は 1年以内 | 年率 1.8%以内 | 企業のリスクにより 9段階の保証料率 (市が全額補助) | 取扱金融機関 信用保証協会 |
| 【事業活性化資金特別保証制度】 市内で事業を営む中小企業者で、かつ納税状況の良好な企業 | | 2,000万円 | 10年以内 据置期間 運転資金は 6か月以内 設備資金は 1年以内 | 年率 1.9%以内 | 企業のリスクにより 9段階の保証料率 (市が全額補助) | |

【取扱金融機関】

青森銀行、みちのく銀行、東奥信用金庫、青い森信用金庫、青森県信用組合

◎融資条件等については、黒石市商工課、各取扱金融機関へお問い合わせ下さい。

申込手続きの流れ

- ①申込事業者が取扱金融機関に融資申込み
- ②取扱金融機関による融資審査後、信用保証協会に保証依頼
- ③信用保証協会による保証審査後、信用保証協会が取扱金融機関に保証承諾
- ④取扱金融機関が申込事業者に融資実行

青森県特別保証融資制度で市が保証料等を補助するもの

| 制 度 名 | 融 資 対 象 | 資 金 使 途 | 融 資 限 度 額 | 期 間 | 利 率 | 保 証 料 率 |
|-----------------|---|--------------|-----------|----------------------|---|---|
| 「選ばれる青森」への挑戦資金 | (1)県内で中小企業者として創業する (創業後 5 年未満の中小企業者を含む。)方 ※スタートアップ創出促進保証を利用する場合は法人に限る | 運転資金 設備資金 | 1,000 万円 | 7 年以内 (据置 1 年以内) | 1.1% | 原則 0.45%～ 1.9% |
| | (2)法令等に基づく認定又は国や県等 による補助金の採択を受けた事業に 取り組む方 | | | | ※(1)(2)について、 女性、UIJ ターン による創業は 0.9% | 市が全額補助 ※(1)について、スタ ートアップ創出促進 保証を利用する場 合、信用保証料 0.2% の上乗せ分は補助対 象外 |
| | (3)新分野へ進出する方 | | | | ※三者連携協定に 基づく融資を受け る場合は 1.0% | 原則 0.45%～1.9% 70%を市が補助(残 り 30%を県が補助) |
| | (4)生産性向上を図る事業に取り組む 方 | | | | ※(5)は県の要件を 満たす場合は市が 70%を補助(残り 30%を県が補助) | 原則 0.45%～1.9% 市が全額補助 |
| | (5)働き方改革を推進する事業に取り 組む方 | | | | 取扱金融機関所定 利率から年 0.8% 引き下げた利率 (但し、下限を 1.6%とする。) | 原則 0.2%～ 1.15% 市が 70%を補助(残 り 30%を県が補助) |
| | (6) ④事業承継特別保証を利用し、か つ、経営者保証コーディネーターに よる確認を受けた方 | | | | | |
| 経営安定化サポ ート資金 | 新型コロナウイルス感染症により影 響を受けている方 セーフティネット保証 4 号・5 号のい ずれかの保証制度を適用したもの | 運転資金 設備資金 | 1,000 万円 | 10 年以内 (据置 2 年以内) | 3 年以内 : 0.9% 3 年超 : 1.1% | 原則 0.45%～ 1.9% ※県の要件を満たす 場合は市が 70%を 補助(残り 30%を県 が補助) |

お問い合わせ先：黒石市役所 商工観光部 商工課 商工振興係
TEL：0172-52-2111 (内線 641)